

■取組評価・課題認識、今後の方向性(案)について

(1) 安全・安心な住宅・住環境づくり

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)	現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
①建築物の耐震化の促進				
○民間住宅の耐震改修の促進 - 耐震診断・改修補助事業 - 大阪市耐震改修支援機構 - 様々な改修の機会を捉えた耐震改修工事の促進 - 大規模地震に備えるためのガイドブックの作成	■耐震診断・改修補助事業 (H17 年度～) ■マンション耐震化緊急支援事業 (H24 年度～) 新 ■分譲マンション耐震改修検討費助成制度 (H25 年度～H27 年度) 新 ■分譲マンション再生検討費助成制度 (H28 年度～) 新 【後掲】 ■耐震診断義務化建築物耐震診断費補助事業 (H26 年度～H27 年度) 新 了 ■耐震診断義務化建築物耐震改修促進事業 (H27 年度～R2 年度) 新 了 ■大阪市耐震改修支援機構 (H20 年度～) ■普及啓発・情報発信 ■民間ブロック塀等撤去促進事業 (H30 年 7 月～) 新 【後掲】	概ね進捗 【評価理由】 - 地震に対する安全性の向上を図るため、「大阪市耐震改修促進計画」に基づき、各種補助制度や耐震化に関する普及啓発を実施してきた。 - これまでの取組により、耐震化率は民間住宅においては 89.7%、多数の者が利用する民間建築物においては 95.5% (R2 推計) と向上している。	・民間住宅全体としての耐震化率は一定向上しているものの、 <u>木造戸建の耐震化率は 76.0% (R2 推計) と低く、耐震化の不十分な住宅は一定数残っているため、耐震化等の更なる促進が必要</u> である。	強化 - 令和7年までに耐震化率を、民間住宅においては95%、多数の者が利用する民間建築物においては概ね解消に向け、引き続き、耐震化の促進に向けた取組を着実に進める。 「大阪市耐震改修促進計画」の計画満了となる令和7年度末に、耐震化の目標の達成状況等について検証し、計画改定を行う。 - 次期計画については、国や府の動向を踏まえながら目標設定等を検討する。
○市営住宅の耐震化の推進 市営住宅の耐震診断・耐震改修の実施	■市営住宅の耐震化	概ね進捗 【評価理由】 「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、耐震化を計画的・効率的に推進してきた。	・耐震化率は一定向上しており、令和 12 年度までの耐震性の低い住宅の解消に向けて、着実に耐震化を図る必要がある。	継続 これまでの取組を引き続き推進する。
②密集住宅市街地等における住環境の整備				
○老朽住宅の自主建替の促進 - 民間老朽住宅建替支援事業 - 老朽木造住宅の除却促進 - 優先地区における重点的な老朽住宅の除却・建替えの促進 - 建築指導行政との連携による未接道敷地の建替促進方策の検討 ○避難路・防災活動空間等の確保 - 狭あい道路拡幅促進整備事業 - 主要生活道路不燃化促進整備事業 - まちかど広場の整備 - 都市防災不燃化促進事業	■「密集住宅市街地重点整備プログラム」 (H26 年 4 月策定：H26 年度～R2 年度) 新 ■「密集住宅市街地整備プログラム」 (R3 年 3 月策定：R3 年度～R12 年度) 新 ■対策地区における取組 - 狭あい道路沿道老朽住宅除却費補助 (H23 年度～) 新 - 隣地取得型戸建住宅建替建設費補助 (H30 年度～) 新 - 建替アドバイザーの派遣 (H4 年度～) ■重点対策地区における取組 - 狭あい道路沿道老朽住宅除却費補助 (H23 年度～) 新 - 集合住宅への建替建設費補助 (H5 年度～) - 地籍整備型土地区画整理事業を活用した土地利用更新環境整備事業 (R3 年度～) 新 - 狭あい道路拡幅促進整備事業 (H20 年度～)	概ね進捗 【評価理由】 - 密集住宅市街地における防災性の向上を図るため、不燃化の促進など各種取組を実施してきた。 - R3年に策定した「密集住宅市街地整備プログラム」では、それまでの進捗状況を踏まえ、重点的に取組むエリアの見直しや補助制度拡充等を実施している。 - これまでの取組により、危険密集市街地が大幅に縮小(約1,300 ha (H24. 10)⇒約470ha (R6. 3)) するなど、密集住宅市街地は着実に改善している。	・現行プログラムで目標としている <u>R12 年度末までにすべての危険密集市街地の解消を図るため、更なる促進策が必要</u> である。	強化 - 現行プログラムにおける取組期間の中間年となるR7年度末に、それまでの取組内容を評価したうえで、プログラムの中間見直しを実施する。 - 令和12年度末までのすべての危険密集市街地の解消および密集住宅市街地全体の防災性の向上に向け、各種取組を推進する。

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)		現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
		・主要生活道路不燃化促進整備事業 (H21 年度～) ・防災空地活用型除却費補助 (H27 年度～) 新 ・まちかど広場整備事業 (H10 年度～) ➤ (参考) 住宅金融支援機構との連携による金利引下げ【フラット 35 地域連携型 (地域活性化)】 新 等 ■ 地域防災力の向上 (ソフトの取組)			
	○密集住宅市街地整備のモデル事業の推進 ・密集住宅市街地整備事業 (生野区南部地区、西成地区)	➤生野区南部地区整備事業等 (約 100 ha) 《生野区南部地区 (H6 年度～)》 《西成地区 (H11 年度～)》	一定進捗 【評価理由】 ・民間の自主更新の促進や公共施設の整備、住宅地区改良事業等を総合的に展開している。 ・住宅地区改良事業においては、道路整備や住宅建設を着実に実施しているが、用地取得に時間を要し、事業が長期化している。	・住宅地区改良事業においては、土地所有者との交渉に時間を要している。 ・着実な事業の推進に向け、用地取得等を計画的に進める必要がある。	継続 ・住宅地区改良事業における用地の確保について、引き続き交渉を行う。 ・早期の事業完了に向け、整備環境が整った事業を積極的に実施する。
③地域の防犯性の向上					
	○防犯性の高い住宅の供給促進 ・防犯性の高い住まいづくりの促進に向けた普及啓発の強化	■ 住まい情報センターにおける普及啓発	概ね進捗 【評価理由】 ・防犯性の高い住まいまちづくりを促進するため、住宅における防犯対策に関わるセミナーの開催など普及啓発を実施している。	— (特になし)	継続 ・前回答申時と比べ街頭犯罪発生件数が半減 (H20 年 : 約 4 万件 → R5 年は約 1.6 件) しているところであるが、引き続き、防犯性の高い住まいづくりの促進に向けた普及啓発や市営住宅の空き住戸等を活用した地域防犯活動への支援等に取り組む。
	○地域防犯カメラの設置支援 ・地域防犯カメラ設置費補助制度 (平成 21 年から 3 年間の時限制度)	■ 地域への防犯カメラ設置費補助 了	順調に進捗 【評価理由】 ・街頭犯罪の発生を抑制するため、地域の防犯活動の一環として行う地域防犯カメラの設置を支援した。(現在、地域防犯の取組は防犯カメラの設置支援を含め、市民局や各区で実施している。)	— (特になし)	
	○市営住宅の空き住戸等を活用した地域防犯活動への支援 ・地域防犯活動の支援に向けた市営住宅空き住戸等の活用 (地域安全対策推進モデル区 : 東淀川区、東住吉区、平野区) ・上記取組の対象地域の拡大	■ 地域の防犯活動の支援に向けた市営住宅空き住戸・空き駐車場の活用 (H21 年度～)	概ね進捗 【評価理由】 ・前回答申を受け、対象地区を「市営住宅があるすべての区」に拡充し、支援を実施してきた。	— (特になし)	

新 : 住宅審議会答申 (平成 22 年 2 月) 以降、新たに実施した施策・取組 **了** : 終了した施策・取組

(2) 居住安定確保に向けた取組の強化

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)	現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
①高齢者・障がい者等の居住安定の確保				
○民間賃貸住宅への入居支援 ・福祉部局等と連携・協力し、高齢者等の賃貸住宅への入居支援策の検討 ・あんしん賃貸支援事業の充実（福祉部局等と連携し、入居支援サービスなどの情報発信を実施） ・高齢者安心入居の情報提供 ・地域で活動する住宅事業者・福祉サービス事業者等の相互連携を促進	■大阪あんしん賃貸支援事業（H19 年度～） ■高齢者安心入居の情報提供（H13 年度～H27 年度） ■住宅セーフティネット制度に基づく取組（H29 年度～） 新 ➢大阪府居住支援協議会 「O s a k a あんしん住まい推進協議会」 ➢セーフティネット住宅の登録促進と制度周知 ➢居住支援法人の指定協力と情報提供 ➢大阪市住宅セーフティネット連絡会議の設置	概ね進捗 【評価理由】 ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅 S N 法）の改正施行（H29 年 10 月）に伴い、住宅セーフティネット制度に基づく取組として、大阪府居住支援協議会への参画、セーフティネット住宅の登録促進（R5 年度末時点：8,825 戸）や制度周知、居住支援法人の指定協力等を実施してきた。	・住宅 S N 法が改正（R6.6 公布）され、居住サポート住宅制度の創設、住宅施策と福祉施策の連携による居住支援体制の強化、市区町村による居住支援協議会の設置努力義務化が示された。 ・法改正を踏まえた福祉部局との連携強化など、今後の取組の方向性について検討が必要である。	強化 ・大阪市の居住支援体制について、既存の仕組みである区役所の窓口の活用等による地域レベルのつながりづくりと、市全体の居住支援協議会の設置を平行して検討するなど、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制による住宅確保要配慮者の居住安定の確保に取り組む。 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給および適切な維持管理を引き続き促進するとともに、法改正（R6.6 公布）により新たに創設される居住サポート住宅について、住宅部局・福祉部局が連携して認定を促進するなど、ニーズに合わせた住まいの提供を進める。
○生活支援施設を併設する高齢者向け賃貸住宅の供給促進 ・生活支援サービスを提供する施設が併設される、良質な民間賃貸住宅の供給促進	■サービス付き高齢者向け住宅の登録（H23 年度～） 新	概ね進捗 【評価理由】 ・住宅部局・福祉部局が連携して、登録・検査業務を実施し、高齢者が安心して暮らせる住宅の提供（R5 年度末時点：8,761 戸）を促進してきた。	・登録件数は着実に増加しており、一定数の供給が図られている状況にあり、登録住宅の適切な維持管理や運営を担保するため、住宅部局と福祉部局が連携して、引き続き事業者に対して指導等を行っていく必要がある。	
②市営住宅の公平・公正な入居管理の実施				
○住宅困窮度の高い世帯への住宅の提供 ・DV 被害者などを対象とする随時入居の募集・高齢者や障がい者世帯等を対象とする優先選考 ・ケア付住宅の提供	■住宅困窮度の高い世帯への住宅の提供 ➢住宅困窮度が高い世帯を対象とした優先選考・随時募集 ➢DV 被害者等に対する優先入居の実施（H19 年度～） ➢L G B T などの性的マイノリティの方への対応 新 ➢新型コロナウイルス感染症等による影響への対応 新 ➢令和 6 年能登半島地震被災者への市営住宅の無償提供（R6 年 1 月～） 新 【後掲】 ➢ウクライナ避難民への市営住宅の無償提供（R4 年 4 月～） 新 【後掲】 ➢見守り付住宅（ケア付住宅）の提供	概ね進捗 【評価理由】 ・市営住宅において、住宅困窮度の高い世帯を対象とした優先選考や随時募集を実施してきた。 ・DV 被害者等に対する優先入居を実施し、生活基盤を失い、困難な生活状況におかれている被害者を支援してきた。 ・パートナーシップ宣誓者の子や親を含めた「ファミリーシップ制度」への移行に伴い対象者を追加するなど、社会情勢等の変化に合わせて柔軟に対応してきた。	・本市では、市営住宅を住宅セーフティネットの根幹として位置付けており、住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けて、市営住宅の役割は非常に重要である。	継続 ・住宅セーフティネット法の改正も踏まえ、引き続き、住宅確保要配慮者の住まいの確保に向け、市営住宅の活用を進める。

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)		現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
	○公平・公正な入居管理の推進 ・ 11 回落選者特別措置制度の見直しを検討 ・ 家賃減免制度の見直しを検討	■公平で公正な管理の推進 ■「11 回落選者特別措置制度」及び「家賃減免制度」の見直し ■指定管理者制度の導入 新	順調に進捗 【評価理由】 ・ 前回の答申を受け、制度の見直しを実施し、公平・公正な入居管理を促進してきた。	— (特になし)	継続 ・ これまでの取組を引き続き推進する。
③住宅のバリアフリー化の促進					
	○民間住宅のバリアフリー化の促進 ・ 介護保険制度を活用した住宅改修にかかる技術審査 ・ 福祉部局との連携による、ケアマネージャーに対する研修、住宅改修に関する相談窓口の設置、事例集の作成等 ・ マンション共用部分のバリアフリー化に対する支援 (法的・技術的な情報提供など)	■介護保険制度を活用した住宅改修〔福祉局実施〕 ■子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業 (H26 年度～) 新 【後掲】 ■空家利活用改修補助事業 (R1 年度～) 新 【後掲】 ■住まい情報センターにおける情報提供 (H11 年度～)	概ね進捗 【評価理由】 ・ 福祉部局が実施している施策との連携や改修に対する補助制度、情報提供等により、民間住宅のバリアフリー化を支援してきた。	・ 住宅の「高齢者への配慮 (段差がない等)」への不満率 (H25 : 52 % → H30 : 46 %) については、一定向上しているものの、引き続き改善が求められる。	継続 ・ これまでの取組を引き続き推進する。
	○市営住宅におけるバリアフリー化の推進 ・ 建替えに際して、全住戸でバリアフリー設計を採用 ・ エレベーターのない中層住宅へのエレベーター設置	■市営住宅のバリアフリー化の推進	概ね進捗 【評価理由】 ・ 「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の建替や改善にあたっては、住戸内部や共用部、屋外空間等のバリアフリー化を進めるとともに、エレベーターのない中層住宅について、入居者の要望がまとまった対象住棟についてエレベーター設置を進めてきた。		

新 : 住宅審議会答申 (平成 22 年 2 月) 以降、新たに実施した施策・取組 **了** : 終了した施策・取組

(3) 魅力あるまちづくりと居住文化の継承

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)	現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
①住宅・建築物の修景等によるまちなみの整備				
○HOPEゾーン事業の推進 ・HOPEゾーン事業（平野郷地区、住吉大社周辺地区、空堀地区、船場地区、天満地区、田辺地区） ・事業地区内における修景上のポイントとなる道路の美装化 ・魅力ある資源があり、地域主体のまちづくりの気運が高い地域等における新たな事業展開 ・事業区域内のより多くの建物が、地区毎に定められたまちなみガイドラインに沿って計画されるよう普及啓発、新たな仕組みづくり	■HOPEゾーン事業（H11 年度～H29 年度） ■地域魅力創出建築物修景事業（H29 年度～） 新	順調に進捗 【評価理由】 ・HOPEゾーン事業での区域指定型から大阪市内全域を対象として取り組む「地域魅力創出建築物修景事業」に展開してきた。 ・3年間のモデル実施を経て、R2 年度から本格実施しており、修景補助は毎年着実に実績を上げている。補助実施により、建物の魅力が維持されるとともに、新たな活用が生まれており、地域の魅力創出・発信につながっている（R6 年度現在の補助実績総数：28 件／モデル実施 9 件含む）。	・地域魅力の創出については、 <u>より効果的に修景を行うため、時代にあった評価軸の追加等を検討する必要がある。</u> ・また、 <u>事業成果を検証し、社会的なニーズを踏まえて充実・強化する必要がある。</u>	強化 ・これまでの取組を引き続き推進するとともに、これまでの取組の実績や社会的なニーズなどを踏まえ、大阪ならではの都市・地域魅力の創造・発信につながる様々な視点を加えた、より発展的な事業展開を検討する。
○歴史的建築物の保存・再生によるまちづくりの推進 ・地域の魅力を高め、地域に愛される歴史的な建築物の保存・再生・活用に対する支援策の検討	■OSAKAたてものルネサンス事業(H23年度) 新 ■生きた建築ミュージアム事業（H25 年度～） 新 ➢「生きた建築ミュージアム・大阪セレクション」の選定 ➢生きた建築ミュージアム・大阪セレクションの再生整備の支援制度（H25 年度～H27 年度） ➢生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪の開催（H26 年度～） ➢生きた建築を幅広い層に広げる取組	順調に進捗 【評価理由】 ・大阪の新しい魅力の創造・発信に取り組む「生きた建築ミュージアム事業」へ展開してきた。 ・「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪」は、民間との強力な連携体制を構築しながら、発展的に開催を継続している。日本最大級の建物一斉公開イベントであり、他都市への影響も大きいものへと成長し続けている（R6 年度開催実績：参加者延べ 6.2 万人）。	・ <u>生きた建築ミュージアムのさらなる充実に向け、大阪の新たな魅力創出につながる、「生きた建築」の発掘とその建築的価値づけを行う必要がある。</u>	

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)	現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
②地域における自立的・継続的なまちづくり活動の支援				
○マイルドHOPEゾーン事業の推進 ・マイルドHOPEゾーン事業 (上町台地)	■マイルドHOPEゾーン事業 (H18 年度～) ※補助事業期間：H18 年度～H27 年度	順調に進捗 【評価理由】 ・「地域魅力創出建築物修景事業」に展開してきた。	((3)「①住宅・建築物の修景等によるまちなみの整備」に記載)	((3)「①住宅・建築物の修景等によるまちなみの整備」に記載)
○住まい情報センターを拠点とした地域まちづくりへの支援 ・住まい・まちづくりネットワーク事業の充実 ・大阪くらしの今昔館スタッフ等による大阪の都市居住文化に関する出前講座の実施 ・多様な媒体を通じたまちづくり活動のPRなど、大阪の魅力向上に貢献している市民活動を表彰	■住まい情報センターを拠点とした地域まちづくりへの支援 ➤「タイアップ事業」の実施 (H19 年度～)【後掲】	概ね進捗 【評価理由】 ・NPOや専門家団体と連携・協働し、セミナーや見学会等のイベントを実施し、地域まちづくりを支援している。	((7) 総合的な住情報提供プログラムの構築」に記載)	((7) 総合的な住情報提供プログラムの構築」に記載)

新

住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組

了

終了した施策・取組

（４）幅広い都市居住ニーズへの対応

今後取り組むべき主要な住宅施策 （平成 22 年 2 月答申）	現在の取組状況 （令和 6 年度時点）	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性（案）
①新婚・子育て世帯の市内居住の促進				
○分譲住宅購入融資利子補給制度の拡充 ・新婚世帯向け家賃補助制度 ・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の拡充	■新婚世帯向け家賃補助制度（H3年度～H23年度） 了 ■新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度（H17 年度～） ■（参考）住宅金融支援機構との連携による金利引下げ【フラット 35 地域連携型（子育て支援）】 新	概ね進捗 【評価理由】 ・現役世代の定住をより促進させる観点から、新婚家賃補助の新規募集を停止し、住宅ローンの利子補給制度に移行した。 ・利子補給制度において、対象世帯に新婚世帯を追加、住宅ローンの対象に変動金利を追加するなどニーズに応じて制度改正し、新規受付戸数を拡充して実施してきた。	・単身世帯等若年層（20歳代）が転入超過となる一方で、 <u>子育て世帯（30歳～40歳代）については依然として市外転出傾向が続いている。</u> ・ <u>近年、市内の住宅価格の高騰等により、新婚・子育て世帯の住宅購入が厳しくなってきている。</u> ・子育て支援に関わる制度について、時代に即した支援策を検討する必要がある。	強化 ・子育て世帯の市内居住の促進を図るため、子育て世帯等への支援の充実の検討や施策連携による情報発信の検討を行う。
○子育て世帯等のニーズに対応した住宅の供給促進 ・子育て安心マンション認定制度 ・子育て安心マンションを購入する世帯を対象とした住宅ローン金利優遇 ・総合設計制度を活用した子育て安心マンションの供給促進 ・民間すまいりんぐ供給事業 ・市営住宅の新婚・子育て世帯向けの別枠募集	■子育て安心マンション認定制度（H17 年度～） ■子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業（H26 年度～） 新 ■民間すまいりんぐ供給事業（H3年度～R3年度） 了 ■市営住宅における新婚・子育て世帯向け別枠募集 ■市営住宅建替用地の保育所用地提供 ■市営住宅の空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入（H19 年度～）【後掲】 ■小規模保育所への市営住宅空き住戸等の活用（H30 年度～） 新 【後掲】	概ね進捗 【評価理由】 ・子育てに安心なマンションの認定や改修工事への補助、市営住宅を活用した子育て支援等、子育て世帯等のニーズに対応した住宅の供給等を促進してきた。 ・子育て安心マンション認定制度については、認定基準の再編（H24）や既存マンションを対象に追加（R6）するなど、わかりやすく使いやすい制度へ改正してきた。	・子育て安心マンションについては、既存住宅や賃貸でも認定取得が進むよう、これまで制度の見直しを重ねているが、引き続き制度周知等に取り組んでいく必要がある。 ・新婚・子育て世帯等若年層の居住安定確保は重要であり、 <u>高齢化が著しく進む市営住宅では、コミュニティミックスの観点からも対策が求められている。</u>	

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)	現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
②良質な都市型住宅の供給促進				
○良質な集合住宅の供給促進 ・防災力強化マンション、子育て安心マンションなどを通じた、良質な民間マンションの供給促進 ・住まい公社の賃貸住宅について、老朽化した住宅の計画的な建替え、適切な維持管理 ・ワンルーム形式集合建築物指導要綱による適正な管理の促進 ・民間すまいりんぐ供給事業 ・民間金融機関等と連携し、認定マンションに対する取得促進策を実施	■ ハウジングデザイン賞における表彰 (S62 年度～) ■ 防災力強化マンション認定制度 (H21 年度～) ■ 「防災力向上アクションプラン策定マニュアル」の作成・配布 (H24 年度～) 新 ■ 子育て安心マンション認定制度 (H17 年度～) 【再掲】 ■ 公社賃貸住宅におけるリノベーション事業の実施 (H24 年度～) 新 ■ ワンルーム形式集合建築物指導要綱 (H7 年度～)〔計画調整局実施〕	概ね進捗 【評価理由】 ・魅力ある良質な都市型集合住宅の供給促進を図るハウジングデザイン賞における表彰や防災力強化マンション・子育て安心マンションの認定、公社賃貸住宅におけるリノベーション事業の実施などにより、良質な集合住宅の供給を促進してきた。 ・防災力強化マンション認定制度については、津波避難ビルの指定を認定要件（選択項目）へ追加 (H24)、「既存型」認定基準を設定 (R6) するなど、使いやすい制度へ改正してきた。	・ハウジングデザイン賞において、新規分譲住宅の応募が多数を占める中で、多様な都市型集合住宅の普及促進に寄与するためには、既存建築物の再生や良好な維持管理など新たなテーマへの応募を促す取組が必要である。 ・防災力強化マンションや子育て安心マンションについては、既存住宅や賃貸でも認定取得が進むよう、これまで制度の見直しを重ねているが、引き続き制度周知等に取り組んでいく必要がある。	継続 ・これまでの取組を引き続き推進する。
○良質な戸建住宅の供給促進 ・優れた都市型戸建住宅の表彰、情報発信 ・戸建住宅における住宅性能表示制度の利用促進 ・市営住宅建替余剰地等を活用した良質な戸建住宅の供給促進	■ ハウジングデザイン賞における表彰 (S62 年度～) ■ 先導的な都市型エコ住宅を提案・建設する事業者を公募 (H23 年度～) 新	概ね進捗 【評価理由】 ・ハウジングデザイン賞における「戸建て住宅の集合」の表彰や、先導的な都市型エコ住宅のモデル事業の実施などより、良質な戸建住宅の供給を促進してきた。	・戸建住宅の新規建設はあるものの、優れた住環境・性能を有する都市型戸建住宅が十分に供給されている状況には至っておらず、引き続き普及促進を図る必要がある。	継続 ・これまでの取組を引き続き推進する。
③外国人の居住ニーズへの対応				
・外国人ビジネスマン等の居住ニーズに的確に応える情報提供 ・外国人ビジネスマン等の居住ニーズにも対応する良質な住宅・住環境の整備促進について検討 ・留学生向け借上賃貸住宅供給事業	■ 住まい情報センターにおける各種住宅情報の提供と相談 (H11 年度～) ■ 外国人ビジネスマン居住支援制度 (H14 年度～) ■ 留学生向け住宅の供給 (H12 年度～R1 年度) 了	概ね進捗 【評価理由】 ・外国人ビジネスマン等の居住ニーズ等への対応は継続的に実施している。	・外国人ビジネスマンを含めた幅広い層への住宅情報の提供については、民間市場でも対応されている。 ・居住支援の観点も含め、外国人の増加傾向や最新の動向には注視が必要である。 ・施策対象となる外国人の調査・分析を行い、必要な施策の検討が必要である。	(今後検討)

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

（５）住宅の長期利用とストックの再生・有効活用

今後取り組むべき主要な住宅施策 （平成 22 年 2 月答申）	現在の取組状況 （令和 6 年度時点）	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性（案）
①住宅の長寿命化の促進				
○長期優良住宅の供給促進 ・長期優良住宅の認定 ・長期優良住宅として認定された住宅を登録する制度を創設し、その登録情報を発信	■長期優良住宅の認定（H21 年度～）	概ね進捗 【評価理由】 ・長期優良住宅の供給促進や、住宅改修事業者等の情報提供など、住宅の長寿命化を促進してきた。 ・前回の答申を受け、ハウジングデザイン賞における良好な維持管理が行われている住宅など幅広い分野を表彰する制度に拡充した。	・市内の住宅における空家率の増加や、既存住宅の耐震性・環境性能などの低さ、新築住宅の価格高騰などの本市住宅事情、社会経済情勢を踏まえると、住宅ストック活用の視点がますます重要になっている。	強化 ・新たに供給される住宅については、これまでの取組を引き続き推進する。 ・住宅ストック活用においては、複合的な視点での施策展開を検討する。
○住宅改修への支援 ・信頼できる住宅改修事業者の情報提供	■住まい情報センターにおける相談・情報提供 ■中高層共同住宅の 2 戸 1 化設計（S60 年度～） ■住宅転用コーディネーター登録制度（H16 年度～） ■大阪市耐震改修支援機構による事業者の情報提供（H20 年度～）【再掲】 ■子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業（H26 年度～）新【再掲】 ■空家利活用改修補助事業（R1 年度～）新【後掲】			
○住宅の適切な維持管理に関する普及啓発 ・専門家団体等との連携によるセミナーやシンポジウム等の開催 ・ハウジングデザイン賞について、適切な維持管理を行う共同住宅など、幅広い分野を表彰する制度へと拡充	■専門家団体等との連携による普及啓発（H12 年度～） ■ハウジングデザイン賞における良好な維持管理が行われている住宅の表彰（H22 年度～）新			
②既存住宅流通市場の活性化				
○住宅診断の専門家登録制度の創設 ・既存住宅の耐震性能や維持管理の状況等の第三者評価を行う住宅診断の専門家の登録、情報提供 ○住宅の性能や改修履歴等に関する情報の発信 ・住宅性能表示制度の積極的な普及啓発 ・住宅の保守・点検・改修履歴情報の整備・蓄積等の方策検討 ・「（仮称）既存住宅売買ガイドブック」の策定 ○居住ニーズに応じた住み替えの支援 ・住まい情報センターを拠点とした相談体制の充実	■既存住宅の流通に向けた各種事業に関する情報提供（H23 年度～）新 ■居住ニーズに応じた住み替えの支援（H11 年度～）	一定進捗 【評価理由】 ・ガイドブックの策定、住み替えに対する相談対応など、一定の取組は進めているものの、既存住宅の流通促進の活性化までにはまだ十分には至っていない。	・市内の住宅における空家率の増加や、既存住宅の耐震性・環境性能などの低さ、新築住宅の価格高騰などの本市住宅事情、社会経済情勢を踏まえると、住宅ストック活用の視点がますます重要になっている。	強化 ・住宅ストックの活用、既存住宅市場の活性化につながる取組を検討する。 ・住宅ストック活用においては、複合的な視点での施策展開を検討する。

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)	現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
③マンションの適正な維持管理と円滑な建替えの支援				
○分譲マンションの管理・建替支援の充実 ・分譲マンションアドバイザー派遣制度 ・分譲マンション建替検討費助成制度 ・大阪市マンション管理支援機構による情報提供、普及啓発 ・大阪市マンション管理支援機構による支援の充実（管理組合が相互に情報交換できるホームページの作成、交流会の開催など） ○分譲マンションの管理状況等登録制度・評価制度の創設 ・分譲マンションの管理状況や修繕履歴等の情報についての登録制度の創設 ・分譲マンションの管理状況や地域との関わり方などについて評価する制度の検討 ○民間賃貸住宅ストックの有効活用 ・賃貸住宅オーナー向けの維持管理マニュアルの作成など、普及啓発	■分譲マンション管理適正化推進計画 (R4 年 3 月策定：R4 年度～R13 年度) 新 ■分譲マンション管理計画認定制度(R4年度～) 新 ■住まい情報センターにおける相談事業 (H11 年度～)【後掲】 ■マンション管理・建替支援事業 ➢大阪市マンション管理支援機構における支援 (H12 年度～) ➢分譲マンション勉強会支援アドバイザー派遣制度 (H15 年度～) ➢分譲マンション管理適正化支援アドバイザー派遣制度 (R4 年度～) 新 ➢分譲マンション建替検討費助成制度 (H15年度～H27年度) ➢分譲マンション耐震改修検討費助成制度 (H25 年度～H27 年度) 新【再掲】 ➢分譲マンション再生検討費助成制度 (H28 年度～) 新 ➢分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度 (H26 年度～) 新 ■マンション建替円滑化法に基づく認可・認定等 ➢マンション建替組合設立認可 (H14 年度～) ➢除却の必要に係る認定 (H26 年度～) 新 ➢マンション敷地売却組合設立認可 (H26 年度～) 新	概ね進捗 【評価理由】 ・大阪市マンション管理支援機構と連携した情報提供・普及啓発や、修繕計画作成・再生検討に対する助成、勉強会への専門家派遣などの取組により、分譲マンションの適正な管理の支援を行ってきた。 ・管理適正化法の改正を踏まえ、「分譲マンション管理適正化推進計画」を策定し、目標や施策の基本的な方向性等を定め、マンション管理計画認定制度や管理適正化支援アドバイザー派遣制度を創設するなど、マンション管理の適正化を総合的・計画的に促進している。	・<u>築30年を経過する分譲マンションは約15.1万戸、約4割を占めており、20年後には約2倍と急増していく見込みであり、また、すべてのマンションの管理状況を把握することが難しい。</u> ・<u>管理に課題のあるマンションに対する各種支援制度の利用を呼びかけているが、利用実績が伸び悩んでいる。</u> ・また、区分所有者の高齢化や費用面の問題等から<u>建替えが進んでいない</u>と思われる。	強化 ・分譲マンションの適正な維持管理の推進に向けて、高経年マンション、管理に課題があるマンションに対する支援策を強化する。 ・建替え・再生の促進についての実態を把握するとともに支援策を検討する。
④市営住宅ストックの有効活用と地域まちづくりへの貢献				
○市営住宅ストックの適切な更新・維持管理 ・大阪市営住宅ストック活用計画に基づく更新、維持管理 ・ストック総合活用計画に基づく建替えや耐震改修、修繕等の計画的な実施	■市営住宅ストックの適切な更新・維持管理 ■府営住宅の移管 (H27 年度～R5 年度) 新 了	概ね進捗 【評価理由】 ・「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、計画的に建替や耐震改修、EV設置等を実施するとともに、予防保全の観点から計画的な改修を充実し長寿命化を進めてきた。	・昭和40年代に大量建設された住宅の老朽化が進んでいることから、事業量の平準化を図りながら計画的に建替を進めるとともに、適切な維持管理・更新等により、長寿命化を図る必要がある。	継続 ・「大阪市営住宅ストック総合活用計画」の中間年となる令和 7 年度末に、この間の事業実施状況を勘案し、新たな計画を策定する。

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)		現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
○市営住宅ストックの地域まちづくりへの活用 ・市営住宅ストックの地域まちづくりへのさらなる活用（敷地の空きスペースの活用、住宅の外壁の有効活用など） ※「市民住宅」への再編 「ストックの効率的な活用」「コミュニティの再生」「地域のまちづくりへの貢献」といった基本的な考え方のもと、市民の幅広い居住ニーズに対応し、より多くの市民に支持される「市民住宅」の実現を図る		■建替跡地を活用した民間活力による中堅層向け住宅供給等の推進（H15 年度～） ■団地再生プロジェクトの推進（H19 年度～） ■市営住宅の空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入（H19 年度～） ■低利用地を活用した生活利便施設等の導入（H21 年度～）新 ■地域の利便向上に向けた附帯駐車場空き区画の活用（H21 年度～） ■小規模保育所への市営住宅空き住戸等の活用（H30 年度～）新 ■新婚・子育て世帯、中堅層の入居促進（市営住宅における新婚・子育て世帯向け別枠募集）【再掲】	概ね進捗 【評価理由】 ・市営住宅の空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入や低利用地を活用した生活利便施設等の導入、平野区長原駅前用地や東住吉区矢田南部地域等における区役所と連携した公募型プロポーザルによる建替余剰地の売却など、市営住宅ストックの地域まちづくりへの活用を実施してきた。	・市営住宅団地においては、入居者の高齢化が進行し、コミュニティの沈滞化や自主管理意欲の低下が課題である。 ・コミュニティビジネス活動団体のニーズを踏まえた募集団地の選定が必要である。	継続 ・地域ニーズを踏まえながら、これまでの取組を引き続き推進する。

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組

了：終了した施策・取組

（６）環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

今後取り組むべき主要な住宅施策 （平成 22 年 2 月答申）	現在の取組状況 （令和 6 年度時点）	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性（案）
①省エネルギー・省ＣＯ ₂ 型住宅・建築物の整備促進				
○「（仮称）環境配慮型住宅供給促進事業」の創設 ・省エネルギー化、省ＣＯ ₂ 化に関する一定基準を満たす住宅を認定し、当該住宅の購入を支援	■エコ住宅普及促進事業（H23 年度～R5 年度） 新 ■住宅省エネ改修促進事業（R5 年度～） 新	順調に進捗 【評価理由】 ・前回の答申を受け、「エコ住宅普及促進事業」を創設した。 ・建築物省エネ法等の改正に伴い、新築住宅については省エネ基準への適合が義務化される ・一方で、大阪市では、既存住宅における断熱性に配慮した住宅の割合が他都市と比べて低いことから、既存住宅を対象とした「住宅省エネ改修促進事業（創設）」に移行し展開してきた。	・市域のエネルギー消費量は、近年減少傾向にあるが、家庭部門だけが増加しており、家庭部門のＣＯ ₂ 削減が重要な課題である。 ・直近の統計データにおいても、 <u>依然として、断熱性に配慮した住宅の割合が他都市に比べて低い状況（R5 年時点で全国 31.9%、大阪市 14.6%）にあり、既存住宅ストックの省エネ化の促進が必要である。</u>	強化 ・新築住宅については、より高い環境性能の住宅供給を促進する。 ・既存住宅における省エネルギー化等を促進する。 ・環境性能の有効性・重要性、補助制度の活用等について、普及啓発を強化するなど、住宅の省エネルギー化の促進に向けた支援策を検討する。
○住宅・建築物における省エネルギー化等の促進 ・環境に配慮した先導的な住宅計画の指針となる「（仮称）省エネルギー住宅 建設・改修ガイドブック」の作成 ・住宅改修による省エネルギー機器の導入等の支援 ・容積率の割増制度等を活用し、建築物への省エネルギー機器の設置を誘導 ・市設建築物において、ＥＳＣＯ事業の推進や太陽光発電設備の導入等、省エネルギー化、省ＣＯ ₂ 化の取組を進め、その効果を情報発信 ・国産材利用のＣＯ ₂ 削減効果等に関する情報提供	■省エネ改修アドバイザー派遣制度(H23年度～) 新 ■「住まいの省エネ・省ＣＯ ₂ 化のためのガイドブック」の作成・配布（H23 年度～） 新 ■「住まいの省エネ改修ガイドブック」の作成・ホームページ掲載（R5 年度～） 新 ■子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業（H26 年度～） 新 【再掲】 ■空家利活用改修補助事業（R1 年度～） 新 【後掲】 ■容積率の割増制度等を活用し、建築物への省エネルギー機器の設置を誘導〔計画調整局実施〕 ■低炭素建築物新築等計画の認定（H24 年度～）〔計画調整局実施〕 新 ■建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（H28 年度～）〔計画調整局実施〕 新 ■市設建築物における省エネルギー化の推進 ■国産材を利用した住まいづくりに関する情報提供	概ね進捗 【評価理由】 ・住宅の省エネルギー化の促進に向けたガイドブックの更新を行い、省エネ化の必要性や補助事業の普及啓発等を実施した。 ・建築物の省エネルギー化、省ＣＯ ₂ 化を図ることなどを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」等に基づき許認可を実施してきた。	—（特になし）	

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)		現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
○公的住宅における「(仮称)環境配慮型モデルプロジェクト」の実施 ・ 公的賃貸住宅の建替事業等において、環境に配慮した先導的な取組を行うモデルプロジェクトの実施と、効果検証、普及		■先導的な都市型エコ住宅を提案・建設する事業者を公募 (H23 年度～) 新	概ね進捗 【評価理由】 ・ エネルギーの自給率向上や効果的な利用が図られた先導的な都市型エコ住宅の普及促進を図るため、モデルプロジェクトを実施した。 ・ エネルギー消費の削減効果についてデータの収集・分析を実施した。	— (特になし)	
②住宅・建築物におけるヒートアイランド対策の促進					
・ 大阪市建築物総合環境評価制度 (C A S B E E 大阪) ・ 保水性舗装の導入や敷地内緑化、ドライ型ミスト装置等の設置誘導 ・ ヒートアイランド対策を考慮した C A S B E E 大阪の充実		■大阪市建築物総合環境評価制度の実施 (H16 年度～) [計画調整局実施] ➢ C A S B E E 大阪 (H16年度～H22年度) ➢ C A S B E E 大阪みらい (H23 年度～) 新 ➢ 「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」の制定 (H24 年度～) 新 ■市営住宅におけるドライ型ミスト散布の取組 [水道局実施]	概ね進捗 【評価理由】 ・ 大阪市建築物総合環境評価制度 (C A S B E E 大阪、C A S B E E 大阪みらい) 等により環境に配慮した建築物の誘導を図ってきた。	・ 建築物の環境評価制度は相当程度定着し、建築主等による自主的な取組の促進が図れていると認識している。一方、消費者 (購入者や入居者) に本制度が浸透しているか把握することも重要と考えている。	継続 ・ 本制度に対する消費者の意識調査について検討する。
③都市における自然環境の創出					
・ 総合設計制度 ・ 建築物に附属する緑化指導指針、大規模事前協議 (緑化等)、緑化助成制度 ・ 再開発など大規模な建築計画に際し、生物多様性に配慮した敷地内緑化や水辺の整備など、自然環境と調和したまちづくりの誘導方策の検討		■総合設計制度における緑化の取組 [計画調整局実施] ■大規模建築物の建設計画の事前協議における緑化指導 (S49 年度～) [建設局実施] ■建築物に付属する緑化指導指針 (H4 年度～H25 年度) [計画調整局実施] ■建築物に付属する緑化等に関する指導要綱 (H26 年度～) [計画調整局・建設局実施] ■大阪市みどりのまちづくり条例 (H28 年度～) [建設局実施] 新	概ね進捗 【評価理由】 ・ 総合設計制度や大規模事前協議等により、都市における緑の創出に寄与してきた。	— (特になし)	継続 ・ これまでの取組を引き続き推進する。

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

（ 7 ） 総合的な住情報提供プログラムの構築

今後取り組むべき主要な住宅施策 （平成 22 年 2 月答申）	現在の取組状況 （令和 6 年度時点）	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性（案）
①多様化・高度化するニーズに応える住情報提供体制の充実				
○住情報ニーズの把握と相談対応の強化 ・住まい情報センターにおける相談事業、ライブラリー事業、普及・啓発事業の実施 ・住まい情報センターにおいて、迅速な情報収集、相談体制の強化、課題に対応したセミナーやシンポジウムの開催など、相談・普及啓発事業の充実 ・市民ニーズの変化を的確にとらえ、住宅施策の展開に反映できるよう住まい情報センターの機能を強化	■住まい情報センターにおける住情報ニーズの把握と相談対応の強化 ➤相談事業 ➤普及啓発事業 ➤ライブラリー事業	概ね進捗 【評価理由】 ・相談事業では、コロナ禍の収入減に対する家賃や住宅ローンの相談対応、セーフティネット住宅の情報提供など、新たな課題に対応してきた。 ・普及啓発事業では、オンライン配信も併用しながら、社会経済情勢・市民ニーズの変化に対応したテーマ設定でセミナー等を開催してきた。 ・こうした取組により、毎年一定数の利用者が確保できている。	・相談事業や普及啓発事業において、<u>20 歳代をはじめこれから住宅を選ぶ若年層の利用率が他の世代と比べて低くなっている。</u>	強化 ・今後顕在化してくる新たな課題にも的確に対応できるよう、住情報提供・相談体制の充実を図る。 ・これから住宅を選ぶ若年層の利用促進に取り組む。
○関連団体等と連携した住情報提供の充実 ・「住まい・まちづくりネットワーク」を活用し、NPO や専門家団体等と連携したセミナーやシンポジウム、相談会等を実施 ・福祉分野などに関連する住情報提供の充実 ・消費者センターや住宅・リフォーム紛争処理支援センター等との連携による相談対応 ・住宅の維持管理や改修に関する専門的な相談や業者選びなどについて、関連団体等との連携によりサポートできる体制を構築	■「住まい・まちづくりネットワーク」を活用した住情報提供・相談機能の充実（H19 年度～） ➤「タイアップ事業」の実施（H19 年度～） ➤「出前講座」の実施（H21 年度～） ■関連団体等と連携した住情報提供・相談体制の構築	概ね進捗 【評価理由】 ・これまで優秀な企画を提案してきた団体との「タイアップ＋プラス事業」や、新たな団体との「チャレンジタイアップ事業」など、関連団体等との連携・協働により住情報提供の充実を図ってきた。	・<u>今後の住まい・まちづくり施策においては、複合的な視点での施策展開が求められている。</u> ・住宅セーフティネットにおける福祉分野との連携をはじめ、<u>多様な主体との連携強化が必要</u>である。	強化 ・福祉分野をはじめ多様な分野における関連団体等との連携強化を図り、多様化、高度化する市民ニーズに応える住情報提供・発信に取り組む。
②居住地の魅力情報の広域的な発信				
○居住地イメージの向上をめざした情報発信の充実 ・「住まい・まちづくりネットワーク」を活用した居住地魅力の情報発信 ・特色ある居住地等の情報について、様々なメディアを通じて積極的に発信 ・住まい・まちづくりネットワーク事業におけるNPO 等とのタイアップイベント、「住まい・まちづくり・ネット」、ライブラリー事業等の充実	■居住地イメージの向上をめざした情報発信の充実	概ね進捗 【評価理由】 ・ホームページや広報誌に加え、各種メディアでのPR、SNS やメールマガジン等の活用を通じて、居住地魅力や街づくり活動、各種イベント等の情報発信を行ってきた。	・多様なメディアで情報発信しているが、<u>大阪の居住地魅力の情報が届けたいターゲットに行き届いていない可能性がある。</u>	強化 ・居住地としての魅力向上をめざし、必要な情報がターゲットに的確に届くよう、効果的な情報発信に取り組む。

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)	現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
○大阪くらしの今昔館による都市居住文化の発信 ・大阪の住文化に関する情報発信 ・市民ボランティア「町家衆」による館内町家ツアー等の開催 ・大阪くらしの今昔館において、住まい・まちづくりの歴史や住むまちとしての大阪の魅力を一層積極的に発信	■大阪くらしの今昔館における大阪の住文化に関する情報発信 ➢調査・研究における取組の充実 ➢常設展示室における住文化の発信 ➢企画展示室における住文化の発信 ➢外国人への住文化の発信 ■市民ボランティア「町家衆」との連携による賑わいの創出 ■大阪都市魅力創造戦略に基づく天満・天神橋地域の魅力発信 (H25 年度～) ■企画展示を通じた地域の魅力発信 (H23 年度～)	概ね進捗 【評価理由】 ・今昔館において、町家衆による各種催しや着物体験などを通じて大阪の住文化に関する情報発信に取り組んできた。 ・入館者数は、前回の答申以降大幅に増加しており、特に外国人来館者数の増加が顕著になっている。	・今昔館における展示の魅力にとどまらず、 <u>住むまちとしての大阪の魅力向上につなげていく必要がある</u> 。	強化 ・今昔館の展示・活動の充実を図るとともに、住むまちとしての大阪の魅力向上につながる仕組みづくりなど、今後の新たな展開を検討する。
③住まい・まちづくりに関わる学習プログラムの充実 教育関係者、NPOや専門家団体、学識経験者等と連携し、学校教育や生涯学習、地域におけるまちづくりなど様々な場において、住まい・まちづくりに関わる学習プログラムを重層的に展開				
○学校教育等と連携した住まい・まちづくり学習の実施 ・大阪くらしの今昔館における小学生や留学生を対象とした体験学習などの実施 ・学校への「ゲストティーチャー」の派遣、住まいやまちに関する作文・絵画コンクール等の実施 ・学校教育における継続的な「住まい・まちづくり学習」の実施に向けた検討 ・大学生、専門学校生等との協働による子どもたちに居住文化を継承する仕組みの検討	■住まい情報センターにおける学習プログラムの実施 ➢住情報プラザにおける住まい・まちづくり学習の実施 ➢大阪くらしの今昔館における住まい・まちづくり学習の実施 ■生きた建築を幅広い層に広げる取組の実施 新	概ね進捗 【評価理由】 ・小学生を対象とした、住まいと暮らしのワークショップや今昔館の体験学習や、生きた建築を幅広い層に広げる取組（「建築たいけんプログラム」、市民参加型のエリア調査「わたしたちの生きた建築発見プログラム」）等の実施により、幅広い世代に住まい・まちづくり学習の機会を創出してきた。	・将来住宅を選ぶ若年層（中高生など）をはじめ幅広 <u>い世代に対する住教育機会の充実が必要</u> である。	強化 ・将来住宅を選ぶ若年層に対して、教育を施す仕組みづくりに取り組むなど、住教育の充実を図る。
○生涯学習における住まい・まちづくり学習の実施 ・住まいに関する消費者向けの生涯学習プログラムの実施 ・「生涯学習ルーム」等へ専門家等を講師として派遣 ・大阪くらしの今昔館を活用した多様な参加プログラム等の企画、実施の充実や、大学等と連携した、新たな住まい・まちづくり学習の展開について検討				
○地域での住まい・まちづくり学習の実施 ・地域でのまちづくり活動へ参加するきっかけとなるよう、先進的な取組を紹介する講座等の実施 ・大学等と連携し、学生が地域の中でまちについて学び、まちづくりに関わる仕組みについて検討	■地域等における住まい・まちづくり学習の実施	一定進捗 【評価理由】 ・地域団体や学校等の要請に応じて出前講座を実施してきた。	・身 <u>近な地域において住まい・まちづくり学習が受けられる機会の充実を図る必要がある</u> 。	強化 ・地域における住まい・まちづくり学習により積極的に関われる仕組みづくりを検討する。

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組

○大規模災害への対応

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)	現在の取組状況 (令和 6 年度時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
大規模災害への対応				
(答申以降の新たな取組)	■大規模災害時に備えた体制の整備 ➢災害応急対策等に係る関連機関との連携による体制の整備 (H23 年度～) ➢住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携による体制の整備 (H26 年度～) ■市営住宅等の津波避難ビル・水害時避難ビルの指定 (H23 年 8 月～) 新 ■被災者の住まいの早期確保 ➢市営住宅の一時使用許可 ➢他の公的団体への協力要請 ➢民間賃貸住宅のあっせん・協力要請 ➢応急仮設住宅の建設 (建設型仮設住宅) ➢応急仮設住宅の借上げ (借上型仮設住宅) ➢(参考) 他都市での大規模災害等への対応 新 ■被災者からの相談対応、支援情報の発信 ➢住まい情報センターにおける対応 ■被災建築物応急危険度判定 ■民間ブロック塀等撤去促進事業 (H30 年 7 月～) 新 ■防災力強化マンション認定制度 (H21 年度～) 【再掲】	(答申以降の新たな取組)	・頻発する大規模災害に備えた体制の準備が重要である。	継続 ・これまでの取組を引き続き推進する。 ・今後、住宅施策の重要な課題の一つとして議論を進めていく。

○空家の利活用促進

今後取り組むべき主要な住宅施策 (平成 22 年 2 月答申)	現在の取組状況 (令和 6 年時点)	これまでの取組の評価	課題認識	今後の方向性 (案)
空家の利活用促進				
(答申以降の新たな取組)	■空家等対策協議会の設置 (H27 年度～) 新 ■大阪市空家等対策計画 (H27 年度策定、R3 年度第 2 期策定：R3 年度～R7 年度) 新 ■空家等対策計画に基づく取組 ➢空家等に関する相談対応 新 ➢空家等の適切な管理の促進 新 ➢空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進 新 ➢管理不全空家や特定空家等への対応 (H27 年度～) ■空家利活用改修補助事業 (R1 年度～) 新	(答申以降の新たな取組)	・大阪市の使用目的のない空き家率は全国より低く、その戸数は減少に転じたものの、依然として 7.4 万戸存在しており、住宅ストックの有効活用の観点からこれらの空き家の利活用を促進していく必要がある。 ・区役所等と連携しながら補助制度の周知を行っているが、空家利活用改修補助事業の申請数は伸び悩んでいる。	継続 ・引き続き「大阪市空家等対策計画」に基づき、空家等の適切な管理の促進や特定空家等への対応などについて、総合的かつ計画的に推進する。 ・ストックの有効活用の観点から、地域の活性化やまちの魅力向上に向けて、空家の利活用を促進する。 ・利活用補助については、多様な手法を用いて普及啓発や制度周知を行い、利用促進を図る。

新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取組 **了**：終了した施策・取組